

綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）の長期化や新型コロナウイルス感染症等の影響による物価高騰等によって増加する生活困窮者の支援ニーズに対応するため、生活困窮者等に食料支援を行う団体に対し、綾瀬市食料支援団体活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に活動拠点を有すること。

(2) 本市に居住する生活困窮者等を対象とした食料支援活動（以下「対象事業」という。）を月に1回以上、1回あたり概ね10人以上及び当該年度の4月1日時点で半年以上の活動実績があること（市長がこれに相当する頻度で対象事業を行っているとする場合を含む。）。

(3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団でない、及び構成員に同条第4号に規定する暴力団員等を含まないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に定める当該年度に実施する対象事業に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける経費は、対象経費としない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、対象経費の合計額とし、当該年度につき1団体10万円を上

限とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする対象団体は、食料支援団体活動支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、補助を受けようとする年度の対象事業を完了する日の1月前までに提出しなければならない。

(1) 食料支援団体活動支援補助金収支予算書(第2号様式)

(2) 食料支援団体活動支援補助金事業計画書(第3号様式)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、食料支援団体活動支援補助金交付決定通知書(第4号様式)により決定の内容を対象団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定を受けた日から起算して15日以内とする。

(中止等の承認)

第8条 規則第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、食料支援団体活動支援補助金中止(廃止)承認申請書(第5号様式)に中止又は廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(変更交付の申請)

第9条 第6条の規定による交付の決定を受けた対象団体は、補助金の交付申請額を変更しようとするときは、食料支援団体活動支援補助金変更交付申請書(第6号様式。以下「変更申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 食料支援団体活動支援補助金収支予算書(第2号様式)

(2) 食料支援団体活動支援補助金事業計画書(第3号様式)

(変更交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を

審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、食料支援団体活動支援補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により決定の内容を対象団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 第6条の規定による交付の決定を受けた対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出があった日から起算して30日以内に概算払いにより補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付を受けた対象団体は、当該年度の対象事業が完了したときは、食料支援団体活動支援補助金実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に食料支援団体活動支援補助金収支決算書（第9号様式）及び対象経費の支出の事実が分かるもの（領収書等）を添えて、事業が完了した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、食料支援団体活動支援補助金額確定通知書（第10号様式）により対象団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、次の各号のいずれかの事由により補助金の返還を命じるときは、食料支援団体活動支援補助金返還決定通知書（第11号様式）により通知を行うものとする。

（1）規則第14条の規定に該当したとき。

（2）前条第2項の規定により補助金の額が確定したことにより返還額が生じたとき。

2 補助金の返還の期限は、返還決定の日から起算して30日後の日又は5月31日のいずれか早い日までとする。

（書類の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた対象団体は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度か

ら起算して、5年間保存するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費	内容
食材費	食料支援活動で提供する食材の調達に係る経費
消耗品費	消耗品等の購入、消毒液等感染症の感染防止等に必要な物品の購入に係る経費（3万円以下の物品に係るものに限る。）
備品購入費	備品（3万円以上の物品に限る。）の購入に係る経費
光熱水費	電気代、ガス代及び水道代
通信費	通信費、郵送代、ホームページ管理経費等
印刷製本費	チラシ、パンフレット等印刷物作成経費
保険料	保険掛け金及びボランティア保険掛け金
使用料及び賃借料	会場使用料及び敷材のレンタル料
人件費	団体の構成員等活動に係る者に対する人件費
その他経費	上記のほか、食料支援活動に必要と認められる経費

第 1 号様式（第 5 条関係）

食料支援団体活動支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
団 体 の 名 称
代表者職・氏名

綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

綾瀬市における 主な活動拠点	綾瀬市		
連絡先	担当者氏名： 電 話 番 号： ()		
構成員数	人		
活動開始年月	年 月		
活動目的及び活動内容 (活動頻度等具体的に記入)			
活動目的内に政治活動又は宗教活動を ☐ 含む。 ☐ 含まない。			
団体の構成員に暴力団関係者を ☐ 含む。 ☐ 含まない。			
補助金交付申請額	_____ 千円		

第 2 号様式（第 5 条関係）

食料支援団体活動支援補助金収支予算書

団体の名称 _____

1 収入の部 (単位：円)

科目	予算額	説 明
収入合計(A)		

2 支出の部 (単位：円)

科目	予算額	<u>補助金</u> <u>充当予定額</u>	説 明
支出合計(B)			

収入(A)－支出(B)＝0円

第3号様式 (第5条関係)

食料支援団体活動支援補助金事業計画書

[illegible]

第4号様式（第6条関係）

食料支援団体活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました綾瀬市食料支援団体活動支援補助金の交付については、綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱の規定を遵守し、適正に執行すること。
- (2) 補助に係る事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

第5号様式（第8条関係）

食料支援団体活動支援補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地

団 体 の 名 称

代表者職・氏名

年 月 日付けで交付の決定を受けた綾瀬市食料支援団体活動支援補助金に係る補助の対象となった事業を中止（廃止）したいので、綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 中止（廃止）年月日 年 月 日

2 中止（廃止）の理由

第 6 号様式（第 9 条関係）

食料支援団体活動支援補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地

団 体 の 名 称

代表者職・氏名

年 月 日付けで交付の決定を受けた綾瀬市食料支援団体活動支援補助金について、補助金交付申請額を変更したいので、綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

項目	変更前	変更後
補助金交付申請額	円	円

2 変更の理由

第7号様式（第10条関係）

食料支援団体活動支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました綾瀬市食料支援団体活動支援補助金の変更交付については、綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付決定額 円
既交付額 円（ 年 月 日交付決定）

2 変更交付決定による差額
円

3 交付の条件

- (1) 綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱の規定を遵守し、適正に執行すること。
- (2) 補助に係る事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

第8号様式 (第12条関係)

食料支援団体活動支援補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

所在地

団体 の 名 称

代表者職・氏名

年 月 日付けで交付の決定を受けた食料支援団体活動支援補助金に係る補助事業の実績を報告します。

[illegible]

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

食料支援団体活動支援補助金収支決算書

団体の名称 _____

1 収入の部 (単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	増減理由
収入合計 (C)				

2 支出の部 (単位：円)

補助金 充当額	科目	予算額 (D)	決算額 (E)	増減 (E) - (D)	増減理由
支出合計 (F)					

※ 各支出項目についての領収書を添付してください。

収支決算額（収入 (C) - 支出 (F)）＝ 円

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

食料支援団体活動支援補助金額確定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで実績報告のあった綾瀬市食料支援団体活動支援補助金
については、綾瀬市食料支援団体活動支援補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定によ
り、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 既交付額 | 円 |
| 2 | 確定額 | 円 |

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

食料支援団体活動支援補助金返還決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで交付を決定した食料支援団体活動支援補助金については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 1 4 条の規定により、次のとおり返還してください。

1	返還金額	円
	(既交付額	円)

2 返還理由